

## 最近の主な取組について(自治体)

---

## ユニバーサル社会づくり推進地区について

### 1 ユニバーサル社会づくりの推進地区の目的

本格的な人口減少社会の到来を迎え、地域の活力を維持・発展していくためには、高齢者や障害者、外国人等、だれもが暮らしやすく活動できる「まちづくり」を進めることが不可欠となっている。

そこで兵庫県では、市町と地域住民が協働してまちづくりに取り組んでいく地区を「ユニバーサル社会づくり推進地区」（以下「推進地区」という。）に指定し、推進地区内における整備計画（以下「事業プラン」という。）の立案や民間施設等のバリアフリー化のほか、声かけ運動など様々な社会活動を支援することにより、ハード・ソフト両面から総合的にユニバーサル社会のまちづくりを推進する。

### 2 推進地区の効果

- (1) 誰もが主体的に生き支えあって暮らす地域社会づくり（ユニバーサル社会づくり）を構築するため、地域住民の意識啓発を図ることができる。
- (2) ユニバーサル社会づくりに対する具体的なニーズを明確にし、地域の声をより行政施策に反映しやすくなる。
- (3) 行政と地域住民による協働のまちづくりの具体的な方法が確立できる。
- (4) 県、市町の財政状況が厳しい状況において、従前の地域住民からのハード整備要望に対応するまちづくりからソフト施策を中心としたまちづくりへの契機となる。
- (5) ユニバーサル社会づくりを推進する活動に対して重点的にハード事業やソフト施策の支援を県が実施する。（民間施設等のバリアフリー化、活動団体助成等）

### 3 推進地区の要件

「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」に賛同し、ユニバーサル社会づくりに率先して取り組む市町の区域であって、行政、住民、NPO、団体、企業の参画と協働により、地域特性を活かした様々な施設等整備の事業及び高齢者・障害者等への社会活動への参画を進める事業等を実施することとしている地区。また、平成27年度より、「商店街の活性化とまちの再整備によるにぎわいのまちづくりに関する要領」による「まちなか再生区域」は、「ユニバーサル社会づくり推進地区」として指定を受けたものとみなす。

### 4 協議会の設置

- (1) 市町は、推進地区における様々な取組を住民の参画と協働により推進するため、住民等によって構成される協議会を設置する。
- (2) 協議会は、事業プランの策定及び実施についての連絡調整を行うほか、事業プランの検証を実施する。

### 5 推進地区基本提案書の内容

推進地区基本提案書は、地区指定を受けるに際し、地区の範囲、特徴、整備の目標、整備の方針など、どのような地区としていくのか基本的な考え方を簡潔にまとめた提案書である。項目とその記載内容は、次のとおりである。

推進地区基本提案書の項目及び記載内容

項目	記載内容
推進地区の名称	地区の名称
推進地区の位置及び区域	概要とともに図面に表示
推進地区の整備の目標	コンセプトや目指す目標、効果等
推進地区の現況及び特性	人口、人口密度、まちなみの現況、地域の特徴等
推進地区の課題	具体的な地域の課題、対応が望まれる事項等
実施が想定される事業の概要	実施していく事業の方向、他の計画との整合性、実施予定時期等
その他	上記の外、推進地区の整備に関して必要な事項等

## 6 県の支援

事業プランの策定費及び協議会の活動費に対して助成するほか、推進地区内の民間施設のバリアフリー化改修費等に対して補助を行う。さらに、平成22年度からは、ユニバーサル社会づくりや推進地区をPRし、普及啓発するための案内板の設置に対して支援を行っている。

### (1) ソフト事業に係る支援事業

#### ① 推進地区活動等促進事業

推進地区活動等の活性化を図るため、市町職員向け研修会を実施する。

#### ② アドバイザー派遣事業

【派遣費用：50千円/回（市町1/2、県1/2）】

フェーズ\*にあわせて、市町、協議会等がアドバイザー派遣を受けるために必要な経費を支援する。

※①協議会設立時(年3回程度×1年)、②事業プラン策定時(年3回程度×1年)、  
③協議会活動時(年3回程度×5年)

#### ③ 事業プラン策定費助成事業

【補助基本額：600千円 ※高齢者支援施設の誘致を含まない場合：450千円（市町1/2、県1/2）】

ユニバーサル社会づくりに資する分野別施策（ハード施策・ソフト施策）の概要及び実施時期を記載した事業プラン（整備計画）の作成を支援する。

#### ④ 協議会活動費助成事業

【補助基本額：600千円（市町1/2、県1/2）】

協議会の活動に必要な活動費を5年間支援する。

（人間サイズのまちづくり賞等の受賞団体は助成期間を2年間延長）

#### ⑤ ユニバーサルマップ活用支援事業

【補助基本額：300千円

（市町1/2、県1/2）】

マップを活用した活動経費、マップ作成の過程で把握した課題等に対応する活動経費を2年間支援する。



ユニバーサルマップイメージ⇒

(2) ハード整備に係る支援事業

① PR案内板設置費補助事業

【補助基本額：525千円（市町1/2、県1/2）】

バリアフリーマップなどと併せ、推進地区をPRする案内板の設置を支援する。

推進地区PR案内板イメージ⇒

② 施設改修費等補助事業

推進地区内の民間の公民館、集会場、購買施設や医療施設など高齢者や障害者等が利用する施設のバリアフリー化改修を支援する。

○通常型【補助基本額：1,500千円（事業者1/2、市町1/4、県1/4）】

- ・傾斜路、手すり、点字ブロックの設置など簡易なバリアフリー化工事
- ・腰掛式便器、手すり、オストメイト対応設備の設置等簡易なトイレ改修工事
- ・高齢者や観光客が移動中に休憩できる街角ベンチやポケットパーク等の設置工事
- ・授乳室やおむつ替え、ベビーチェア等の乳幼児向け設備の設置工事



改修前



改修後

点字ブロック・手すり・自動ドアの設置

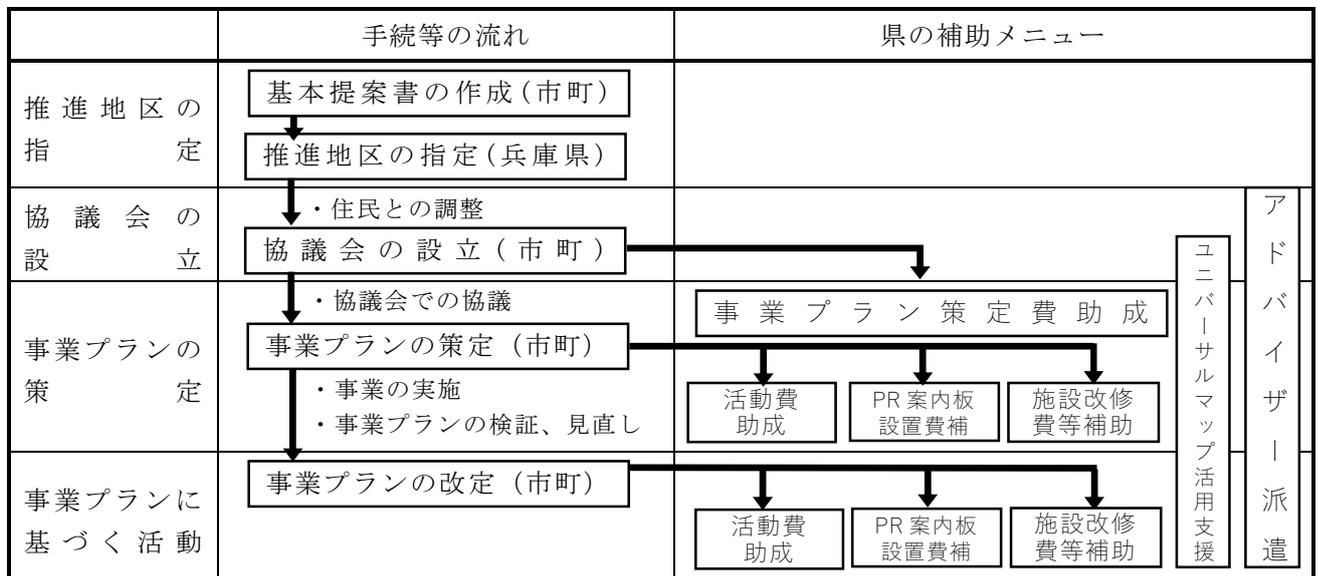
○大規模型【補助基本額：20,000千円（事業者1/2、市町1/6※、県2/6）】

※政令市、中核市は通常型の補助負担割合

- ・身障者対応、多機能トイレ設置工事
- ・エレベーター又はエスカレーター設置工事 他



7 フローチャート



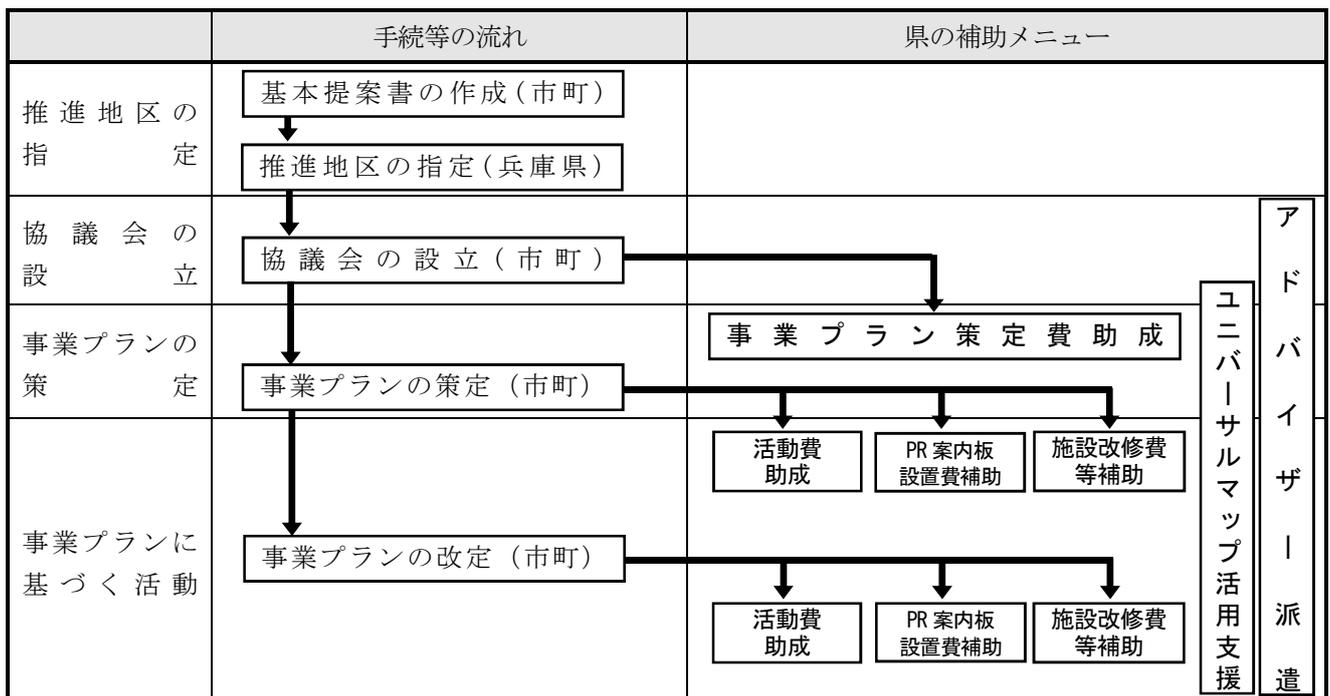
【参考】エリア及び事業プランの例

エリアの例	事業プランの例示（ソフト面での取組み）
駅や交通機関を中心としたエリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市民、団体、企業等による整備計画委員設置</li> <li>②利用当事者による施設点検活動</li> <li>③わかりやすく統一されたサイン表示</li> <li>④駅前での案内・声かけ介助ボランティア活動</li> <li>⑤不法駐車、迷惑駐輪防止や交通安全運動</li> <li>⑥駅ビル等での授産施設製品やUD製品ショップの開設</li> </ul>
まちなかの住宅エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>①住宅改修教室、アドバイザー活動の実施</li> <li>②迷惑駐輪、不法駐車対策の実施</li> <li>③休憩コーナーの設置、花づくり活動の実施</li> <li>④地域のハザードマップ作成</li> <li>⑤ホームステイ受入推進地域づくり</li> <li>⑥まちの子育て広場、託児サービスの実施</li> <li>⑦老人クラブの活動</li> <li>⑧高齢者・子どもの見守り活動</li> </ul>
公園や海岸の周辺エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>①多様な住民による施設や遊具の点検活動</li> <li>②手作りの案内表示、花壇、オブジェづくり</li> <li>③だれもが参加できるスポーツイベント</li> <li>④遊びや自然体験の教室やグループ活動</li> <li>⑤市民参加の清掃活動</li> </ul>
中心市街地・商店街の活性化を進めるエリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>①企業による障害者、女性の雇用促進</li> <li>②車いすやベビーカーの貸出し</li> <li>③接遇サービス改善運動</li> <li>④市民参加のオープンカフェ、アート展示</li> <li>⑤高齢者と子どもの交流教室、保育サービス実施</li> </ul>
観光地の活性化を目指すエリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>①観光・通訳ボランティア</li> <li>②バリアフリー案内板、地図の作成</li> <li>③サイン表示の統一</li> <li>④障害者・高齢者にやさしいもてなし運動</li> <li>⑤だれもが参加できる祭りなどのイベント実施</li> </ul>
障害者、高齢者、女性等の雇用就業を促進するエリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>①職業指導、IT技術の講習会の開催</li> <li>②企業での障害者等のインターンシップ</li> <li>③テレワーク、ワークシェアリング等新しい働き方の採用</li> <li>④シルバー人材センター、しごとサポートセンターによる支援</li> <li>⑤NPO等による障害者の軽作業の請負支援</li> </ul>
福祉施設と地域住民との交流を進めるエリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ボランティア教室の開催</li> <li>②施設での住民参加の芸術文化活動</li> <li>③食事の宅配サービス</li> </ul>
UDのものづくりを推進するエリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>①大学、研究機関、企業が参加した地場産製品のUD化研究会の実施</li> <li>②観光等とタイアップしたイベント実施</li> <li>③消費者との交流会の実施</li> </ul>
わかりやすい情報提供を推進するエリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地域ホームページ、情報誌の発行</li> <li>②緊急時情報提供の仕組みづくり</li> </ul>

## ユニバーサル社会づくり推進地区における整備事業等の概要について

令和元年度に行った市町アンケート等を踏まえ、令和2年度より以下**新**の事業を実施

<b>新</b> 推進地区活動等促進(県 10/10)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○研修会の実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・推進地区活動等の活性化を図るため、市町職員向け研修会を実施</li> <li>・内容：法改正の内容、推進地区の先進事例紹介、県外の先進事例の紹介、ユニバーサル社会づくりの必要性 等</li> <li>・実施時期：5月(予定)</li> </ul> </li> <li>○市町相談会の実施(県民局単位を想定)</li> </ul>
<b>新</b> アドバイザー派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>○フェーズ*にあわせた専門家をアドバイザーとして派遣                             <ul style="list-style-type: none"> <li>※①協議会設立時(年3回程度×1年)、②事業プラン策定時(年3回程度×1年)、③協議会活動時(年3回程度×5年)</li> </ul> </li> <li>○派遣費用：50千円/回(県1/2、市町1/2)</li> </ul>
<b>新</b> ユニバーサルアドバイザー派遣 【ユニバーサル推進課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○点字メニューの作成、聴覚障害者への説明方法、車いすの対応等障害種別に応じたホスピタリティ向上の助言を行うアドバイザーを施設、店舗、協議会等に派遣</li> <li>○派遣費用：10千円+旅費実費相当額/回(県1/2、市町1/2)</li> </ul>
事業プラン策定費助成【継続】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○推進地区協議会における事業プラン策定を支援</li> <li>○補助基本額：600千円(高齢者等支援施設誘致の場合450千円)(県1/2、市町1/2)</li> </ul>
協議会活動費助成【継続】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業プランに基づく協議会活動を5年間支援(人間サイズのまちづくり賞等の受賞団体は助成期間を2年間延長)</li> <li>○補助基本額：600千円/地区(県1/2、市町1/2)</li> </ul>
<b>新</b> ユニバーサルマップ活用支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ユニバーサルマップを作成した協議会に対して、マップ活用事業費を2年間支援</li> <li>○補助基本額：300千円/地区(県1/2、市町1/2)</li> <li>○対象経費：マップを活用した活動経費(まちあるきイベント等)、マップ作成過程で把握した課題等に対応する活動経費</li> </ul>
推進地区PR案内板設置費補助【継続】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○推進地区をPRする案内板の設置を支援</li> <li>○補助基本額：525千円(県1/2、市町1/2)</li> </ul>
施設改修費等補助【継続】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公民館等の民間施設のバリアフリー化を支援</li> <li><b>通常型</b> 補助基本額1,500千円(事業者1/2、県1/4、市町1/4) 対象：①傾斜路、点字ブロック等の簡易なバリアフリー化工事、②休憩ベンチ等の設置工事、③腰掛式便器、手すり等のトイレ改修工事、④地域の賑わいづくりにつながるポケットパーク整備工事、⑤授乳室やおむつ替え、ベビーチェア等の乳幼児向け設備の設置 等</li> <li><b>大規模型</b> 補助基本額20,000千円(事業者1/2、県2/6、市町1/6(政令市・中核市は通常型の補助負担割合)) 対象：①エレベーター、エスカレーター設置工事、②身障者対応多機能トイレ 等</li> </ul>



## ユニバーサル社会づくり推進地区指定状況

(令和3年3月末時点)

年度	市町名	地区名	指定年月日
18 (6地区)	明石市	明石駅周辺地区	H18.10.26
	たつの市	本竜野駅周辺地区	H19.1.31
	篠山市	篠山城下町地区(篠山小学校区)	H19.2.14
	加東市	加東市社市街地地区	H19.2.19
	豊岡市	豊岡市役所周辺地区	H19.3.23
	姫路市	J R姫路駅・山陽姫路駅及びその周辺地区	H19.3.30
19 (9地区)	朝来市	生野町口銀谷地区	H19.9.6
	洲本市	洲本市中心市街地周辺地区	H19.10.2
	淡路市	淡路市志築中心地区	H20.1.24
	神河町	神河ユニバーサル推進地区(栗賀・寺前周辺地区)	H20.2.26
	丹波市	柏原地域崇広小学校区	H20.3.19
	加古川市	加古川駅周辺地区及び東加古川駅周辺地区	H20.3.27
	小野市	小野市中心市街地地区	H20.3.31
	養父市	養父市中心市街地及びその周辺地区	H20.3.31
	宝塚市	宝塚駅周辺地区	H20.3.31
20 (2地区)	芦屋市	阪神芦屋駅・市役所周辺地区	H20.10.30
	福崎町	福崎ユニバーサル推進地区(J R福崎駅周辺)	H21.1.21
21 (2地区)	加西市	加西北条ユニバーサル推進地区	H22.3.18
	太子町	太子ユニバーサル推進地区(太子町役場周辺地区)	H22.3.18
22 (2地区)	赤穂市	加里屋地区	H22.8.9
	川西市	清和台地区	H23.3.25
24 (2地区)	猪名川町	日生中央駅周辺地区	H24.11.9
	多可町	多可町中心市街地地区	H25.3.29
25 (2地区)	播磨町	播磨町駅周辺地区	H25.11.1
	南あわじ市	福良小学校周辺地区	H26.3.18
26 (1地区)	上郡町	上郡町中心地区	H27.3.20
27 (2地区)	相生市	相生市ユニバーサル社会づくり推進地区(旭地区)	H28.3.25
	市川町	市川ユニバーサル推進地区(保喜区)	H28.3.31
28 (1地区)	三木市	三木上の丸本町地区	H29.3.30
29 (3地区)	伊丹市	伊丹サンロード地区	H29.8.22
	香美町	香美町駅前区	H29.9.27
	神戸市	東山・ミナイチ地区	H29.10.6
30 (1地区)	三田市	弥生が丘	H30.11.15
R1 (1地区)	西脇市	西脇市ユニバーサル社会づくり推進地区	R2.3.30
R2 (2地区)	尼崎市	尼崎市杭瀬地区	R2.8.31
	新温泉町	新温泉町湯地区	R3.3.31

36市町 36地区



## 鉄道駅のバリアフリー化の推進

- 歳を重ねても身体が不自由になっても安全に安心して出かけることができる社会をつくるため、バリアフリー化整備への支援を拡充されたい。

【提案・要望先】財務省、国土交通省

### 1. 提案・要望内容

#### (1) 鉄道駅のバリアフリー化の更なる促進

- 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に「高架等の高所に設置された鉄軌道駅」を追加

### 2. 提案・要望の理由

- 昨年12月の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」改正により、これまでの「1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上」の駅に加えて、「1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上3,000人未満であって重点整備地区内の生活関連施設である駅について令和7年度までに移動等円滑化を進めることとされ、対象となる駅の範囲が拡大されたところ。
- 本県では、これまでから国の補助対象外の駅についても、必要に応じ独自にバリアフリー化を促進しているところであるが、国においても範囲を拡大された対象駅への予算確保が必要。
- 一方で、高架等に設置された駅では、ホームへの昇降に長い階段等を使用しなければならず、更なる高齢化の進行等に対応するためには、利用者数にかかわらずエレベーター等の設置の積極的な推進が必要。

利用者数2,000人未満のJR駅におけるバリアフリー化状況

	湖西線	北陸本線	東海道本線	草津線
2,000人未満駅数	<b>6駅</b> (全て高架駅)	7駅 (高架1地上6)	3駅 (全て地上駅)	4駅 (全て地上駅)
うち未整備駅数	<b>5駅</b>	4駅 (高架1地上3)	3駅	0駅

※本県ではJR湖西線が全線で高架・盛土により建設され、全ての駅が高所に設置。

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 鉄道駅のバリアフリー化

- 本県では、これまでから「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき鉄軌道駅のバリアフリー化を推進。
- 県内 J R 駅は、利用者数 3,000 人以上では全駅が整備済みまたは整備中であり、2,000 人以上 3,000 人未満では 4 駅中 1 駅が整備済み。
- 今後、更なる高齢化の進行等に対応するため、高架等の高所に設置された駅の整備を積極的に進めることが必要。

	(2,000人以上)	(2,000人未満)
バリアフリー化整備済み	●	●
バリアフリー化未整備	○	○
未整備のうち高架駅	●	●



J R 湖西線は全線が高架であり、ホームまで建物 3 階半に相当する長い階段を上る必要



担当：土木交通部交通戦略課  
広域鉄道ネットワーク係  
TEL 077-528-3684

# バリアフリー基本構想等作成推進に向けた奈良県での取組について

【奈良県】

## 1. 目的

- ・11市町11構想が作成済みであり、28市町村で未作成（駅あり15市町村、駅なし13市町村）
- ・バリアフリー基本構想等が未作成の市町村に対して、作成を促すため、担当者に対して
  - ①平成22年度より、毎年、説明会（セミナー）を実施
  - ②平成30年度より、毎年、個別訪問し、相談等を実施

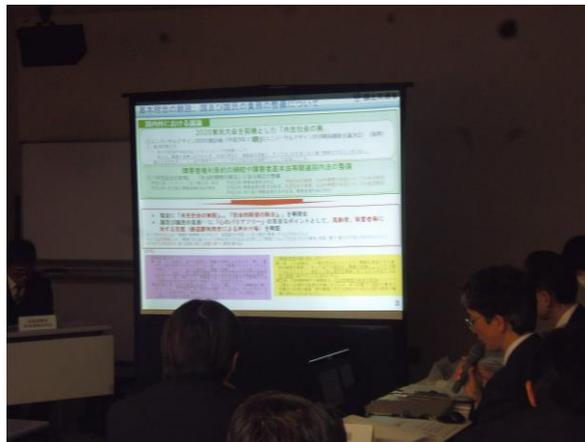
## 2. セミナーの講義内容

- ・バリアフリー基本構想および移動等円滑化促進方針
- ・交付金等の補助制度
- ・作成済市町村の事例紹介 など

## 3. 昨年度の実施状況

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からセミナーの開催は見合わせ
- ・要望があった市町村（1市3町）への個別訪問は実施

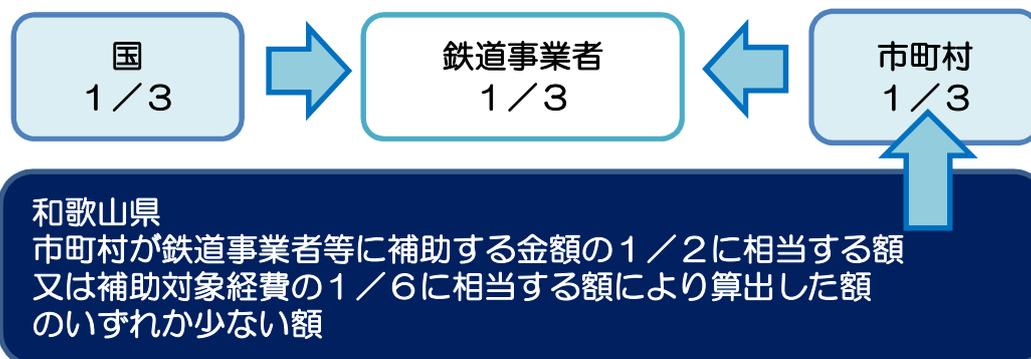
< セミナーの状況 >



# 鉄道駅のバリアフリー化に係る市町村への支援について

和歌山県企画部地域振興局総合交通政策課

## 1 支援スキーム



## 2 支援実績

バリアフリー化する駅が所在する市町村に対し支援

※エレベーターの設置、ホームのかさ上げ、内方線付き点字ブロックの整備、音響音声案内設備の整備 等

年度	事業者名	駅名
平成 12 年度	JR 西日本	和歌山駅
平成 14 年度	JR 西日本	紀伊駅
平成 19 年度	南海電鉄	高野山駅
平成 19 年度	南海電鉄	極楽橋駅
平成 20、21 年度	JR 西日本	紀伊田辺駅
平成 20、21 年度	JR 西日本	六十谷駅
平成 20、21 年度	JR 西日本	橋本駅
平成 21 年度	南海電鉄	橋本駅
平成 21 年度	JR 西日本	黒江駅
平成 21 年度	南海電鉄	林間田園都市駅
平成 24 年度	南海電鉄	和歌山市駅
平成 25 年度	JR 西日本	箕島駅
平成 26 年度	JR 西日本	紀伊勝浦駅
平成 26、27 年度	JR 西日本	御坊駅、和歌山駅
令和元年度	JR 西日本	岩出駅
令和2年度	JR 西日本	紀三井寺駅、湯浅駅

# 知ってください。

## 心のバリアフリー



さまざまな しんしん とくせい かんが かつ も ひと えがお く  
 様々な心身の特性や考え方を持つ「すべての人」が笑顔で暮らせるように

わたし ひとり あいて きも かんが こうどう ささ  
 私たち一人ひとりが、相手の気持ちになって考え、行動し、支えあう

たが たす あ  
 お互いが助け合うことで、なくせるバリアがあります。



京都市  
 CITY OF KYOTO

# 行動のポイント

## 相手の気持ちになって 考えることが大切です

### ポイント1

日常生活や社会生活で生じる制限は、本人の心身機能の障害だけではなく、社会における色々なバリアによって生まれるものであり、社会全体の問題であるという考え方を理解する。

例えば、足に障害がある人が建物を利用しづらい場合、「エレベーターがない」といった建物の状況にもバリアを生み出す原因があるといった考え方。

### ポイント2

障害のある人が困っているときに、その人に合ったやり方で困りごとを取り除くために、自分ができることは何かを考える。

例えば、聴覚に障害がある人に対して、筆談、手話などの目で分かる方法を用いて意思疎通を行うなど。

### ポイント3

バリアに対して正しい知識を持ち、積極的にコミュニケーションをとって、その人の立場になって行動する。

京都市では、駅や周辺道路等のバリアフリー化を推進するとともに、積極的な声掛けや困っている方への手助けの実施など、「心のバリアフリー」を推進するため、『「心のバリアフリー」ハンドブック』を作成しています。

ハンドブックには、駅や道路等における困りごとや私たちができることを紹介しています。是非、読んで実践してください。

京都市：「心のバリアフリー」ハンドブック



発行：京都市都市計画局歩くまち京都推進室 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地  
TEL：075-222-3483 FAX：075-213-1064 <http://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/51-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>



この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ！

